さいたま市融資制度の申込みの受付、展示会出展や調査研究に関する費用の一部の補助、 また、国や県、市などが実施する補助金の獲得に向けたアドバイスを行っています。

さいたま市融資制度

さいたま市では、中小企業や創業予定者の低利かつ円滑な資金調達の支援を行っています。 財団では、市から委託を受けて、融資の相談や申込みの受付を行っています。

一般的な申込手続の流れ

財団 (融資相談・受付) 金融機関 (融資審査) 埼玉県信用保証 協会 (保証審査)

金融機関 (融資実行)

さいたま市中小企業融資制度

対象者 さいたま市内で事業を営んでいる事業者 資金使途 事業に必要な運転資金並びに設備資金 主な制度名 小口資金(融資限度額:2,000万円)

中口資金(融資限度額:運転資金 6,000万円 設備資金 7,500万円)

セーフティネット資金(融資限度額:3,000万円)

経営力強化資金(融資限度額:8,000万円) 経営力向上支援資金(融資限度額:8,000万円)

さいたま市創業支援資金融資制度

対象者
さいたま市内で創業予定、または、事業を開始して間もない事業者

資金使途 事業に必要な運転資金並びに設備資金 制度名 創業支援資金(融資限度額:2,000万円)

⇒融資制度の詳細は財団までお問合せください。

補助金の獲得に向けた支援

販路開拓

研究開発

調査研究

財団では、事業の持続的成長を促進させるため、販路開拓に繋げる展示会出展や調査研究に関する費用の一部を補助しています。(各補助金の募集については、財団ホームページをご覧ください。)また、研究開発資金やものづくり補助金など、国など外部の競争的資金獲得に向けたアドバイスを行っています。

公益財団法人さいたま市産業創造財団 さいたま市中小企業融資制度について さいたま市創業支援融資制度について

経営支援・金融課(金融担当)TEL.048-851-6391

各種補助金等の獲得に向けた支援 経営支援・金融課(経営支援担当) TEL.048-851-6652

問合せ先